

住宅改修費等受領委任に係る誓約書

（宛先）和歌山市長

- 1 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修に関しては、関係法令及び和歌山市介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払取扱要綱を遵守します。
- 2 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「利用者」という。）から介護保険給付の対象となる住宅改修を求められた場合には、その都度、その者の所有する介護保険被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、住所地、要介護認定等の有無、要介護認定の有効期間、利用者負担の割合、保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないこと等、当該受領委任払いの対象者であるかどうかについて確認します。
- 3 住宅改修を行うに当たって、市、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な該当サービスの提供を行います。また、正当な理由なく、該当サービスの提供を拒みません。
- 4 住宅改修を行うに当たって、その提供に要する費用の「見積書」を作成し、利用者に交付し、了承を得ます。
- 5 住宅改修に要する費用のうち、保険給付の対象となる額の利用者負担額に相当する額について、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。
- 6 住宅改修の利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なくその旨を市に通知します。
- 7 利用者からの苦情等があった場合は、必要に応じ訪問等により事実関係において調査し又は確認し、利用者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行います。この場合、当事業所において処理し得ない内容については、独断で対応することなく、関係機関に対して指導又は助言を求め、なお、解決に至らないときは、市の指示に従うものとします。
- 8 市が必要があると認めた住宅改修に関する指導若しくは調査、帳簿及び書類の検査又は説明を求められた場合には、これに応じます。また、関係法令、通達、市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正について市から指導及び警告を受けたときは直ちにこれに従います。
- 9 当事業所の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- 10 住宅改修に当たっては、他の利用者との公平性、公正性を確保するよう努めます。
- 11 住宅改修に伴い、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を補償します。
- 12 申請書に記載した事項に変更があったときには、速やかにその内容及びその年月日を市長に届け出ます。

以上のことを誓約します。

なお、以上の誓約を破った場合、登録を取り消されても異議はありません。

年 月 日

住所

法人名称等

代表者職氏名

㊞